

1. 議事日程（令和4年第2回北広島町議会定例会）

令和4年6月20日  
午前10時開議  
於 議 場

日程第1	議案第42号	北広島町支所及び出張所設置条例の一部を改正する条例
日程第2	議案第43号	北広島町議会議員及び北広島町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例
日程第3	議案第44号	財産の無償譲渡について (城山公園体験農園管理棟)
日程第4	議案第46号	令和4年度北広島町一般会計補正予算(第3号)
日程第5	議案第47号	令和4年度北広島町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
日程第6	議案第48号	令和4年度北広島町介護保険特別会計補正予算(第1号)
日程第7	審 査 報 告	請願・陳情等の常任委員会審査報告
日程第8	陳 情 審 査	陳情第7号 地方財政の充実・強化を求める意見書の提出について
日程第9	発 議 第 4 号	地方財政の充実・強化を求める意見書の提出について
日程第10	発 議 第 5 号	すべてのケア労働者の処遇の大幅改善を求める意見書の提出について
日程第11	発 議 第 6 号	中山間地域対策特別委員会の設置について
追加日程第1		閉会中の継続調査申し出(1件)

2. 出席議員は次のとおりである。

1番 亀岡純一	2番 伊藤立真	3番 敷本弘美
4番 中村忍	5番 佐々木正之	6番 山形しのぶ
7番 美濃孝二	8番 梅尾泰文	9番 伊藤淳
10番 服部泰征	11番 宮本裕之	12番 湊俊文

3. 欠席議員は次のとおりである。

なし

4. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町 長	箕野博司	副町長	畑田正法	教育長	池田庄策
芸北支所長	榎原ナギサ	大朝支所長	沼田真路	豊平支所長	細川敏樹
危機管理課長	野上正宏	総務課長	川手秀則	財政政策課長	国吉孝治
管財課長	高下雅史	まちづくり推進課長	矢部芳彦	税務課長	植田優香
町民課長	大畑紹子	福祉課長	芥川智成	保健課長	迫井一深

農林課長 宮地 弥 樹 商工観光課長 中川 克 也 建設課長 竹下 秀 樹  
上下水道課長 寺川 浩 郎 消防長 日田 靖 成 学校教育課長 植田 伸 二  
生涯学習課長 小椿 治 之 会計管理者 細居 治

5. 職務のため議場に出席した事務局職員

議会事務局長 三宅 克 江 議会事務局 田邊 五 月

~~~~~ ○ ~~~~~

午 前 10時 00分 開 議

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（湊俊文） おはようございます。省エネ・節電対策の取組の一環として、本議会においても服装をクールビズに努めることとしております。暑い方は上着を取っていただいても結構です。また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、議場内においても原則マスクを着用することとしております。マスクをしたままで議事進行させていただきます。本定例会も本日が最終日となりました。本日は、各議案について審議、採決を行います。発言を行う際もマスクをしたまま、質疑及び答弁は要点のみ簡潔に行ってください。また、採決では、全て起立を求めますので、あらかじめお願いをしておきます。ただいまの出席議員は12名です。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配付したとおりです。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 議案第42号 北広島町支所及び出張所設置条例の一部を改正する条例

○議長（湊俊文） 日程第1、議案第42号、北広島町支所及び出張所設置条例の一部を改正する条例を議題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。亀岡議員。

○1番（亀岡純一） 1番、亀岡です。本議案は、北広島町八幡出張所と北広島町美和出張所を閉所するに当たっての議案であります。ここに至るまでの経緯については全員協議会でも聞いてきたところでありますが、改めて、この経緯についてお伺いしてみたいと思います。

○議長（湊俊文） 芸北支所長。

○芸北支所長（楨原ナギサ） 閉所いたします経緯でございますが、令和元年10月に利用状況の減少により、出張所の廃止について区長代表さんに提案させていただきましたが、すぐに廃止するのではなく、めどを立てて廃止に向けて取り組むとの結論となりました。その後、段階を経て協議をさせていただき、令和3年11月、再度、芸北地域振興協議会において、これまでの経緯と現状について説明と廃止の提案をし、八幡、美和地区の区長さんに周知をお願いいたしました。今年3月と4月に八幡、美和地区へ区長代表さん、区長さん、班長さんに閉所について説明とお願いに上がり、6月の出張所の閉所についてご理解をいただけたと思っております。

す。以上でございます。

○議長（湊俊文） 亀岡議員。

○1番（亀岡純一） さて、この出張所がなくなった後、行政サービスについて著しく低下しないかということが心配されるわけでありますけども、その点についていかがでしょうか。

○議長（湊俊文） 芸北支所長。

○芸北支所長（榎原ナギサ） 証明件数の資料からも、現状1日当たりの利用は、2出張所を含めて1件を割っております。出張所の利用頻度が極端に少なく、出張所の廃止によって住民の生活や利便に大きな影響が出ることは考えにくいと思っております。以上でございます。

○議長（湊俊文） 亀岡議員。

○1番（亀岡純一） 数字的などころで言えば、今の説明いただいたところかと思っておりますけども、全般的にどうしても人口減少と、またそこに係る経費の関係で、様々な面でやはりカットカットというところが出てきますので、どうしても行政のサービスが場所によって不公平感が否めないというところが出てきがちなんですけども、その辺についての行政としての努力、あるいは姿勢というものについてお伺いいたします。

○議長（湊俊文） 総務課長。

○総務課長（川手秀則） このたびの2つの出張所の閉所に伴いまして、一見、直接住民さんの利便性が低下するという懸念があるかとは思われますけども、利用度の極めて少ない施設をいつまでも残しておくこと、それ自体が必ずしも町民全体の福祉の向上にはつながっていかない。精査点検をしながら行政運営を進めてまいらねばいけないという視点からしますと、ここは閉所もやむなしということで判断をさせていただいたものでございます。これからも、そこにいつまでも住み続けられる住民サービスを継続して努力してまいりたいと考えております。

○議長（湊俊文） ほかに質疑はありませんか。宮本議員。

○11番（宮本裕之） 11番、宮本です。先ほどから、これまでの経緯、経過報告を聞かせていただいて、芸北地域からの選出議員として非常に身にせまる思いがあります。特に美和地区のあのエリアは防災無線の放送もなくなる、JAの支店もなくなる、そして出張所がなくなる。人口減少と経済のパイが小さくなると、致し方ない面もあるんですが、住民感情から言うと、本当つらいと思います。今後、八幡出張所は、八幡振興會が何か運営を考えていくという話も聞いておりますが、美和地区の今の出張所、大きな建物ですが、今後の行政としての運営方法、使用方法というのがあるのであればお聞かせいただきたいと思います。

○議長（湊俊文） 総務課長。

○総務課長（川手秀則） 芸北地域の美和地区からは、今の美和の集会センターをはじめ、その他、割と大きな建物、施設が分散しておりまして、それらを将来的に持続的に使っていくということは、地区民としてもなかなかしんどいものがあるということで、そこら辺を整理統合して、こじんまりとした新たな施設を建築してほしいというような要望も上がってきております。そこら辺をまた地域の方々とも協働して、協議をさせていただきながら、よりよい地域づくりに努めてまいりたいと考えております。

○議長（湊俊文） ほかに質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。7番、美濃議員。

○7番（美濃孝二） 7番、美濃孝二です。議案第42号、北広島町支所及び出張所設置条例の一部を改正する条例に対し、反対討論を行います。反対する第1の理由は、住民は出張所廃止に

- 納得していないからです。委員会などの質疑では、一部納得できない人もあった。美和地区ではほとんど反対だった。しかし納得してもらった。区長さんから、しょうがないとの発言があった、とのことですが、これはどう考えても納得してもらったとの町の説明に根拠はなく、一方的な判断と言わざるを得ません。第2の理由は、窓口利用が少ないことを廃止の理由としていますが、その地域において、地域課題が深刻になっていると受け止めないからです。今年3月の当初予算に対する反対討論でも述べましたように、利用が少ないことは人口減少が進み、地域での課題が深刻になっていることを示すものだからです。美和地区では、昨年、農協のお店やガソリンスタンドが廃止され、今度は出張所まで廃止されれば、地域はますます厳しくなるばかりです。このような地域だからこそ、町職員を配置してでも地域課題を住民と一緒に解決する拠点とすべきであり、地域を切り捨てる出張所の廃止は納得できません。今回の芸北地域の八幡出張所及び美和出張所の廃止の条例は、人口減少、高齢化により地域が深刻な事態となっているにもかかわらず、町民の暮らしを守るべき町行政が正面から受け止めず、必要な手だてを取ることなく、行政の責任を放置し、撤退するものです。これを認めるならば、北広島町の周辺地区が同じような事態となることは明らかです。そのため、住民が納得もないのに出張所を廃止することはとても納得できず、反対するものです。地域住民の利益を守って日夜奮闘されている議員各位のご賛同をお願いし、反対討論といたします。よろしく申し上げます。
- 議長（湊俊文） ほかに討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案については原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。（起立多数）
- 議長（湊俊文） 起立多数です。したがって、議案第42号、北広島町支所及び出張所設置条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第2 議案第43号 北広島町議会議員及び北広島町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

- 議長（湊俊文） 日程第2、議案第43号、北広島町議会議員及び北広島町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案については原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。（起立全員）
- 議長（湊俊文） 起立全員です。したがって、議案第43号、北広島町議会議員及び北広島町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第3 議案第44号 財産の無償譲渡について

- 議長（湊俊文） 日程第3、議案第44号、財産の無償譲渡についてを議題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。8番、梅尾議員。
- 8番（梅尾泰文） 8番、梅尾泰文であります。これは城山公園体験農園管理棟ということで、建物の面積が86.42㎡ということであります。豊平にあるわけでありまして、この建物は、写真をつけていただいておりますが、平成8年にできた、今から26年前であります。そんなに古くない建物を無償で譲渡するということでありまして、この建物が建っている土地は誰のものかというのをここに表れてこないわけでありまして、そのところをまず1点目お聞きをしたいということと、26年前にどういう目的で造られて、どういう用途で使用されておられたのか。これまで多分個人の土地であったんでしょから、土地代は固定資産税として入ってきていたのか、建物は公的な使用でありますから、税金はかかってなかったのかなというふうに思いますが、これから先、この議案が通ったら、ここから先、固定資産税の関係はどのようなのかということをお聞きしてみたいと思います。
- 議長（湊俊文） 豊平支所長。
- 豊平支所長（細川敏樹） ご質問いただいた点について、豊平支所よりお答えをいたします。まず、1つ目の土地の所有者でございます。これにつきましては、建築当初から個人の所有のままという形で、個人所有の土地の上に町が施設を建てたという形になっております。それから建築当初の用途、活用内容でございますけれども、建築当初は、その管理棟のすぐ近くにショウブ園、いろいろな種類のショウブを地元の団体のほうで植えて、観光農園として町内外から多くの方に観賞に来ていただくということで、その管理棟としての役割ということで、地元の要望に基づいて町が建築したという経緯がございます。その後、地元の管理する方々の高齢化、それから人数の減少等ありまして、ショウブ園の継続が困難ということで、ショウブ園自体は閉鎖となっております。地元で、サツキ等が咲いてるんでございますけれども、いづらか利用等ありましたけれども、ほとんど利用のないままで管理をしていただいていたということで、このたび、地元のほうから譲渡願いのほうが出まして、それに応じて譲渡という経緯に至ったということでございます。
- 議長（湊俊文） 副町長。
- 副町長（畑田正法） 固定資産税の賦課のことでありまして、全ての回答にはならないかと思っておりますけれども、譲渡後につきましては、この土地・建物、付随する土地につきましても駐車場等も個人の所有となっておりますので、課税については、適正課税をするということで進めてきております。これまでの課税状況につきましては、私のほうで今把握しておりませんので、こちら辺は確認をしていきたいと思っております。
- 議長（湊俊文） 梅尾議員。
- 8番（梅尾泰文） 個人の所有だというのは分かりましたけれども、どなたの所有かということが明記されなかったわけで、そこで固定資産税がどのように適切に課税されておるかということも、当然誰のものか分からんということじゃないはずですから、その報告がまずいただきたい。そのことの無償で譲渡するということでありまして、無償で譲渡した後どういう流れになるのだということが明確になっていない議案を提出されるということがどうなのかなというふうに私は思います。この建物は26年前ですから、まだそんなに悪くない、写真を見ても悪くないわけでありまして。その時に26年前にいくらかけて建てたのか、解体費用が

いくらですというふうなことまで載せていただいておりますが、課税額がいくらだというのまでいただいておりますが、そこも、建物の評価額は114万3445円という、そういう金額までここに載せていただいておりますが、そのもう少し詳しいところは詳しい数字を載せておられますが、その数字もどうして出てきたのかというふうな詳しい説明が欲しいわけでありまして。本会議は今日で終わるわけでありまして、終わった後に明確にするということにはならないと思っておりますが、そのところしっかりと説明をいただきたいと思っております。

○議長（湊俊文） 副町長。

○副町長（畑田正法） まず、1点目の土地の所有者でございます。提案させていただいております譲渡先の個人の方が所有されております。これにつきましては、資料として添付させていただきました財産譲渡調書の中にも明記されているところでございます。今後の活用につきましては、現在その方が地元と一緒にいろんな先ほど支所長が申し上げたような活用されておりますので、継続して、その活用に使っていただきたいというふうに思っております。

○議長（湊俊文） 暫時休憩とります。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前 10時 27分 休憩

午前 10時 28分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（湊俊文） 再開します。税務課長。

○税務課長（植田優香） 梅尾議員のご質問の固定資産税については、これまでも税金を納めていただいております。無償譲渡されてからも、次の所有者に税金を納めていただくこととなります。以上です。

○議長（湊俊文） 豊平支所長。

○豊平支所長（細川敏樹） 豊平支所よりお答えをいたします。建物が外観的に割と新しいということでございますけれども、管理委託を無償でやっていただいておりますけれども、そちらの管理者のほうで、老朽化した部分について、かなり投資をされて改装されております。具体的には便槽が壊れたものを新しいものに取り替え、それから畳のフローリングへの改装、またエアコンの設置等、数百万円の投資をされたというふうに聞いております。なお、当初の建築当時の工事費でございますけれども、税込みで1666万3340円でございます。以上でございます。

○議長（湊俊文） 梅尾議員。

○8番（梅尾泰文） 質問したことについて大体お答えをいただいたようなんでありますが、無償譲渡した後の建物の固定資産税は、当然課税対象になるというふうに思いますから、課税に、納付書を送りますよということでもいいですか、お聞きします。

○議長（湊俊文） 税務課長。

○税務課長（植田優香） はい、おっしゃるとおりでございます。

○議長（湊俊文） ほかに質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案については原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。（起立全員）

○議長（湊俊文） 起立全員です。したがって、議案第44号、財産の無償譲渡については、原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第4 議案第46号 令和4年度北広島町一般会計補正予算（第3号）

○議長（湊俊文） 日程第4、議案第46号、令和4年度北広島町一般会計補正予算第3号を議題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。7番、美濃議員。

○7番（美濃孝二） 7番、美濃孝二です。歳入の2ページ、新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金7112万7000円についてですが、この交付金は、令和2、3年度分で、年度末までにまだ活用しきれなかった1億8000万円残っていましたが、そのうち4月の補正で、米販売農家支援に7200万円、今回の補正を合わせると1億4313万円となります。未活用分は、約3687万円残っているんじゃないかと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（湊俊文） 財政政策課長。

○財政政策課長（国吉孝治） 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金のことですので、財政政策課からお答えいたします。先ほど議員がおっしゃられましたとおり、1億8322万8000円、これが令和4年度交付金ベースでの金額でございます。そのうち7250万円、こちらを4月補正、米価下落等の関係の補正予算をお願いしたと思っておりますが、そちらのほうで予算化をしております。今回7112万7000円、これがトータルの金額で予算化を提案させていただいているものでございます。残りが3960万1000円ということでございます。これにつきましては、現在調整中でございます。

○議長（湊俊文） 美濃議員。

○7番（美濃孝二） ちょっと細かい点が違ってましたけれども、それだけ、約4000万円近く残っていると。それで令和4年度に入り、原油高騰・物価高騰対応分として臨時交付金約1億1200万円が交付されることになっていますが、先日、この交付金を学校給食の値上がり分、飼料代高騰で経営が深刻な畜産農家や燃料代が高騰する交通事業者への支援等々に活用するよう要望いたしました。1億1200万円ではかなり少ないんじゃないかと、足りないんじゃないかと。もし足りなくなった場合、この今答弁のあった令和3年度までの未活用分3960万円を充てることはできないのかどうか、伺います。

○議長（湊俊文） 財政政策課長。

○財政政策課長（国吉孝治） 議員おっしゃられますとおり、1億1298万7000円、こちらが令和4年度原油高騰・物価上昇対策ということで、現在検討している交付金の内容でございます。この金額に先ほど申し上げました3年から4年度に繰越しをしております新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、こちらを合わせて対応できる事業があれば、そちらのほうで対応を考えていきたいと思っております。詳細につきましては、まだ検討中でございますので、

また方針等が決定した段階で、しかるべき形でご審議いただければと思います。

○議長（湊俊文） ほかに質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案については原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。（起立全員）

○議長（湊俊文） 起立全員です。したがって、議案第46号、令和4年度北広島町一般会計補正予算第3号は、原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第5 議案第47号 令和4年度北広島町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

○議長（湊俊文） 日程第5、議案第47号、令和4年度北広島町国民健康保険特別会計補正予算第1号を議題といたします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案については原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。（起立全員）

○議長（湊俊文） 起立全員です。したがって、議案第47号、令和4年度北広島町国民健康保険特別会計補正予算第1号は、原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第6 議案第48号 令和4年度北広島町介護保険特別会計補正予算（第1号）

○議長（湊俊文） 日程第6、議案第48号、令和4年度北広島町介護保険特別会計補正予算第1号を議題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案については原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。（起立全員）

○議長（湊俊文） 起立全員です。したがって、議案第48号、令和4年度北広島町介護保険特別会計補正予算第1号は、原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第7 請願・陳情等の常任委員会審査報告

○議長（湊俊文） 日程第7、請願・陳情等の常任委員会審査報告を議題とします。本定例会で総務常任委員会へ審査の付託を行っております。請願・陳情等の審査結果の報告を求めます。総務常任委員会、服部委員長。

○総務常任委員長（服部泰征） 令和4年6月20日。北広島町議会議長湊俊文様。総務常任委員



会委員長服部泰征。委員会審査報告をします。6月8日、本会議において、本委員会へ付託された次の件については、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。事件の番号、陳情第7号、件名、地方財政の充実・強化を求める意見書の提出について。審査の結果は採択です。理由としまして、陳情第7号につきましては、歳入歳出を的確に見積もり、社会保障等の予算の充実と地方財政の確立を目指すことが必要であるため、政府に意見書を提出します。以上です。

○議長（湊俊文） 以上で、総務常任委員会の審査報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第8 陳情審査

○議長（湊俊文） 日程第8、陳情審査を行います。陳情第7号、地方財政の充実・強化を求める意見書の提出についてを議題といたします。これより質疑を行います。総務常任委員会委員長の審査報告に対して質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより陳情第7号、地方財政の充実・強化を求める意見書の提出についてを採決します。本件について総務常任委員会委員長の報告は採択です。委員長の報告のとおり採択とすることに賛成の方は起立願います。（起立全員）

○議長（湊俊文） 起立全員です。したがって、委員長の報告のとおり採択とすることに決定いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第9 発議第4号 地方財政の充実・強化を求める意見書の提出について

○議長（湊俊文） 日程第9、発議第4号、地方財政の充実・強化を求める意見書の提出についてを議題とします。事務局が意見書案の朗読を行います。事務局。

○事務局長（三宅克江） 地方財政の充実・強化を求める意見書（案）。今、地方自治体には、急激な少子高齢化の進展にともなう子育て・医療・介護など、社会保障制度の整備、また、人口減少下における地域活性化対策、脱炭素化を目指した環境対策、あるいは行政のデジタル化推進など、より新しく、かつ極めて多岐にわたる役割が求められつつあります。しかし、現実に地方公共サービスを担う人材は不足しており、疲弊する職場実態にある中、新型コロナウイルス、また近年多発している大規模災害への対応も迫られています。これらに対応するための地方財政について、政府は、骨太方針2021において、2021年度の地方一般財源水準を2024年度まで確保するとしています。これをもって増大する行政需要に十分対応し得るのか、大きな不安が残されています。このため、2023年度の政府予算と地方財政の検討にあたっては、コロナ禍への対応も勘案しながら、歳入歳出を的確に見積もり、地方財政の確立をめざすよう、以下の事項の実現を求めます。記。1、社会保障の維持・確保、防災減災また脱炭素化対策、地域活性化にむけた取組や、デジタル化対策など、増大する地方自治体の財政需

要を的確に把握し、それを支える人件費も含めて、十分な地方一般財源総額の確保をはかること。2、とりわけ、子育て、地域医療の確保、介護や児童虐待防止、生活困窮者自立支援など、急増する社会保障ニーズが自治体の一般行政経費を圧迫していることから、地方単独事業分も含めた十分な社会保障経費の拡充をはかること。また、これらの分野を支える人材確保に向けた自治体の取組を十分に支える財政措置を講じること。3、地方交付税の法定率を引き上げるなどし、臨時財政対策債に頼らない、より自律的な地方財政の確立に取り組むこと。また、地域間の財源偏在性の是正にむけては、偏在性の小さい所得税・消費税を対象に国税から地方税への税源移譲を行うなど、より抜本的な改善を行うこと。4、引き続きの新型コロナウイルス感染症対策として、ワクチン接種体制の確保、感染症対応業務にのみ限定しない、より全体的な保健所体制・機能の強化、その他の新型コロナウイルス対応事業、また地域経済の活性化まで踏まえ、十分な財源措置をはかること。また、コロナ禍対策として行った固定資産税の軽減措置については、2022年度をもって終了するとともに、今後、国の施策の一環として、各種税制の廃止や変更、また税源等を検討する際は、地方の財政運営における予見性を損なわないよう、十分に地方団体等の意見を反映し、慎重に検討すること。5、「まち・ひと・しごと創生事業費」として確保されている1兆円については、持続可能な地域社会の維持・発展に向けて恒久的な財源とすること。また、同規模の財源確保はもとより、その拡充を含めて検討すること。6、会計年度任用職員制度の運用においては、今後も当該職員の処遇改善が求められることから、引き続き所要額の調査を行うなどし、さらなる財政需要を十分に満たすこと。7、特別交付税の配分にあたり、諸手当等の支給水準が国の基準を超えている自治体に対して、その取り扱いを理由とした特別交付税の減額措置を行わないこと。8、デジタル・ガバメント化における自治体業務システムの標準化にむけ、地域デジタル社会推進費に相当する財源を継続して確保するなど、十分な財源を保障すること。また、デジタル化が定着化していく過渡期において生じ得る行政需要についても、人材・財源を含めた対応を行うこと。9、森林環境譲与税については、より林業需要を見込める地方公共団体への譲与額を増大させるよう、その譲与基準を見直すこと。10、地方交付税の財源保障機能・財政調整機能の強化をはかり、市町村合併の算定特例の終了への対応、小規模自治体に配慮した段階補正の強化など対策を講じること。以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出する。令和4年6月20日。広島県北広島町議会。提出先、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、厚生労働大臣、内閣府特命担当大臣（地方創生）、内閣府特命担当大臣（経済財政政策）、衆議院議長、参議院議長。以上です。

○議長（湊俊文） これで意見書案の朗読を終わります。本案について趣旨説明を求めます。

10番、服部議員。

○10番（服部泰征） 発議第4号、令和4年6月20日。北広島町議会議長湊俊文様。提出者、北広島町議会議員服部泰征、賛成者、北広島町議会議員中村忍。地方財政の充実・強化を求める意見書の提出について。標記の議案を次のとおり地方自治法第112条及び会議規則第14条第2項の規定により提出します。趣旨としまして、地方自治体は、子育て支援の充実と保育人材の確保、高齢化が進行する中での医療・介護などの社会保障への対応、人口減少下における地域活性化対策、脱炭素化をめざした環境対策など果たす役割が拡大する中で、新型コロナウイルス感染症対策や大規模災害に対する防災・減災事業の実施など、緊急な対応を要する課題に直面しています。また、細やかな公的サービスを提供するための人材の確保も必要であり、

そのための財政確保が地方自治体では困難な状況に置かれています。本来、必要な公共サービスを提供するため、財源を担保するのが地方交付税の役割の一つであります。このため、2023年度の政府予算と地方財政の検討にあたっては、コロナ禍への対応も勘案しながら、歳入・歳出を的確に見積り、社会保障等の予算の充実と地方財政の確立をめざすことが必要であるため、政府に意見書を提出するものです。議員各位のご賛同よろしく申し上げます。

○議長（湊俊文） これで趣旨説明を終わります。これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより、本案について採決をします。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。（起立全員）

○議長（湊俊文） 起立全員です。したがって、発議第4号、地方財政の充実・強化を求める意見書の提出については、原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第10 発議第5号 すべてのケア労働者の処遇の大幅改善を求める意見書の提出について

○議長（湊俊文） 日程第10、発議第5号、すべてのケア労働者の処遇の大幅改善を求める意見書の提出についてを議題とします。事務局が意見書案の朗読を行います。事務局。

○事務局長（三宅克江） すべてのケア労働者の処遇の大幅改善を求める意見書案。2年以上続くコロナ禍のもと、医療・介護・保育・福祉などの現場で働くケア労働者が社会に必要不可欠なエッセンシャルワーカーとされる一方で、その役割に見合った処遇ではないことがマスコミにも取り上げられるようになった。そうしたなか、岸田内閣は、看護、介護、保育などのケア労働者の処遇改善を図ることを表明し、2022年2月から9月まで、介護・保育などでは月額9000円、看護は月額4000円の処遇改善事業を実施した。しかし、自治体によっては、利用申請等の手続期限が短期間だったために多くの自治体労働者の改善につながらなかった。民間の事業所でも看護では対象が極めて限定的だったこと、介護や保育でも10月以降の制度の不透明さなどから申請がためらわれた。また、引き上げ額が低いこと、補助金の対象職種・事業が限定的であったこと、などから抜本的な改善には至っていない。政府は、10月以降の改善について、診療報酬・介護報酬・公定価格の改定、地方交付税措置による人件費財源の改善によって対応すると一般会計で予算を計上した。しかし、看護では引き続き対象者が限定的であること、引き上げ額が低すぎるなど処遇改善事業での問題点はそのまま残っている。少なくとも、すべてのケア労働者を対象とすること、ケア労働者の全産業平均との価格は正、職員配置基準の抜本的な見直しなどともに、確実に賃上げに結びつく制度へとさらなる充実が不可欠である。よって、北広島町議会は、政府に対して、すべてのケア労働者の処遇が改善されるよう、以下の措置を講ずることを要望する。記。1、すべてのケア労働者を対象とした処遇改善事業を実施すること。2、月額4万円以上・時給250円以上の引上げが実現するよう単価を引き上げること。3、医療・看護・介護・保育などのケア労働者の職員配置基準を大幅に引き上げること。4、自治体で働くケア労働者の賃上げが確実に実施できるよう地方交付税を増額すること。以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。令和4年6月20日。広島県北広島町議会。提出先、内閣総理大臣、厚生労働大臣。以上です。

- 議長（湊俊文） これで意見書案の朗読を終わります。本案について趣旨説明を求めます。7番、美濃議員。
- 7番（美濃孝二） 7番、美濃孝二です。発議第5号、令和4年6月20日。北広島町議会議長湊俊文様。提出者、北広島町議會議員美濃孝二、賛成者、北広島町議會議員宮本裕之、同服部泰征、同中村忍。すべてのケア労働者の処遇の大幅改善を求める意見書の提出について。標記の議案を次のとおり、地方自治法第112条及び会議規則第14条第2項の規定により提出いたします。趣旨ですが、医療、介護、保育、福祉などの現場で働くケア労働者が社会に必要な不可欠なエッセンシャルワーカーとされるにもかかわらず、その役割に見合った処遇となっていない。そのため、長引くコロナ禍のもと奮闘しているすべてのケア労働者の処遇を改善されるよう、国に対し、意見書を提出いたします。議員各位のご賛同をお願いします。
- 議長（湊俊文） これで趣旨説明を終わります。これより質疑を行います。質疑はありませんか。1番、亀岡議員。
- 1番（亀岡純一） 1番、亀岡です。長引くコロナ禍のもとで、すべてのケア労働者の処遇改善を求めることについては反対するものではありませんが、この意見書の中で1つ、要望する項目の中の2でありますけども、月額4万円以上、時給250円以上の上げが実現するようという項目がありますけども、この具体的な数字についての根拠があれば、上げていただきたい。
- 議長（湊俊文） 美濃議員。
- 7番（美濃孝二） ケア労働者それぞれが状況が違うと思います。昨日のNHK討論会でも、すぐに値上げができるという話も与党の関係者からありました。そうは言っても、金額を一定定めないといけないということで、国が示している額では足りないのではないかとということで、目安として、ここに上げさせていただきました。低ければ、もっと上げたら良いと思います。よろしくをお願いします。
- 議長（湊俊文） ほかに質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決をします。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。（起立多数）
- 議長（湊俊文） 起立多数です。したがって、発議第5号、すべてのケア労働者の処遇の大幅改善を求める意見書の提出については、原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第11 発議第6号 中山間地域対策特別委員会の設置について

- 議長（湊俊文） 日程第11、発議第6号、中山間地域対策特別委員会の設置についてを議題とします。北広島町議会として深刻な人口減少をはじめ中山間地域の抱える様々な課題に対して調査研究し、持続可能なまちづくりを目指すため、中山間地域対策特別委員会を設置し、議員全員の12人により調査したいと思いますが、これにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）
- 議長（湊俊文） ご異議なしと認めます。したがって、新たに中山間地域対策特別委員会を設置し、12人の全議員を中山間地域対策特別委員会の委員に選任し、調査していくことに決定し

ました。

○議長（湊俊文） 暫時休憩をとります。11時10分までとします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前 10時 59分 休憩

午前 11時 10分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（湊俊文） 再開します。先ほど選任しました中山間地域対策特別委員会の委員互選による正副委員長の結果が通知されておりますので、報告いたします。委員長、宮本議員、副委員長、美濃議員に決定いたしました。

○議長（湊俊文） 暫時休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前 11時 11分 休憩

午前 11時 14分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（湊俊文） 再開します。お手元に配付のとおり、中山間地域対策特別委員会委員長より、閉会中の継続調査の申し出が提出されております。お諮りします。閉会中の継続調査の申し出についてを日程に追加し、追加日程第1として、直ちに議題とすることにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）

○議長（湊俊文） ご異議なしと認めます。したがって、閉会中の継続調査の申し出についてを日程に追加し、追加日程第1として、直ちに議題とすることに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

追加日程第1 閉会中の継続調査の申し出について

○議長（湊俊文） 追加日程第1、閉会中の継続調査の申し出についてを議題とします。お諮りします。中山間対策特別委員会委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）

○議長（湊俊文） ご異議なしと認めます。したがって、中山間地域対策特別委員会委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決定しました。以上で、本日の日程を全部議了

いたしました。会議を閉じます。ここで町長から発言の申し出がありますので、発言を許します。箕野町長。

○町長（箕野博司） 6月議会定例会の閉会に当たりまして、一言お礼のご挨拶を申し上げます。6月8日の開会から本日までの13日間、議員の皆様におかれましては終始熱心な調査、ご議論、ご審議の下、提案いたしました全ての議案につきましてご承認をいただき、誠にありがとうございました。ご承認いただきました事業を着実に実行することはもとより、まだまだ予断を許さない新型コロナウイルス感染症やこれから迎える梅雨末期の大雨にも備えてまいります。燃料をはじめとした物価高騰の折、これからも職員一丸となって将来にわたり持続可能なまちづくりに向けて取り組んでまいります。今後とも町行政の運営につきまして、格別のご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。これから夏本番、暑さも盛りを迎えます。議員、町民の皆様にはご自愛いただき、より一層のご健勝を祈念申し上げます。閉会のご挨拶といたします。ありがとうございました。

○議長（湊俊文） これで、町長の発言を終わります。6月定例会の閉会に当たり、一言申し上げます。本定例会は、6月8日から本日まで13日間の会期で開催され、令和4年度各会計予算の補正予算、条例の改正案等、町民生活に直結した重要案件が提出されました。各議員におかれましては、これらの議案に対し、終始熱心に審議が行われ、予定の日程を無事終了いたしました。円滑な議会運営にご協力をいただき、心から感謝申し上げます。執行部におかれましては、それぞれの審議過程で各議員から出された意見などについて、特に意を用いられ、町政を推進されますよう、強く要望いたします。既にご承知のことと存じますが、来年の先進7か国首脳会議、いわゆるG7サミットの開催地が広島市に決定いたしました。核兵器の恐ろしさ、被爆地である広島を見ていただくことは、核軍縮に向けた議論を進展させるまたとない機会になると思いますので、心より歓迎したいと思っております。本町においては、いまだ新型コロナウイルス感染症が収束に至っておらず、多くの町民の方が感染し、治療されております。心よりお見舞い申し上げますとともに、一刻も早く新型コロナウイルス感染症が収束し、平穏な生活に戻ることを心から願います。また、先日梅雨入りし、今年こそは災害が発生しないことを切に願うものでございます。むすびに、議員各位及び町執行部におかれましては、ご自愛の上、本町発展のためますますのご活躍とご尽力を賜りますようお願い申し上げます。閉会のご挨拶といたします。これをもって、令和4年第2回北広島町議会定例会を閉会いたします。皆さん大変ご苦労さまでした。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前 11時 18分 閉会

~~~~~ ○ ~~~~~